

○ 社会福祉法人中東福社会障害者地域活動支援センターてらざわ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人中東福社会が設置する障害者地域活動支援センターてらざわ（以下「センター」という。）の適切な運営を確保するために必要な事項を定め、センターの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、適切なサービスを提供することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域で生活する障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動を行うことにより、障害者の社会参加及び社会復帰、自立の促進を図るものとする。

2 前項のほか、「新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年新潟県条例第74号）に定める内容のほか関係法令などを遵守し、センターを運営する。

(開所時間及び休館日)

第3条 センターの開所時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開所時間 午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 休館日 日曜日、12月29日から1月3日、8月14日から8月16日

2 施設長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず開設時間を変更し、臨時に休館又は開館することができる。

(利用対象者)

第4条 センターの利用対象者は、次のとおりとする。

(1) 五泉市又は近郊在住の障害者及びその家族

(2) 障害者の利用を妨げない範囲で施設長が認めた個人、団体等

(利用定員)

第5条 センターの利用定員は、15人とする。

(提供するサービス)

第6条 センターで提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 創作的活動及び生産活動の機会の提供

(2) 社会との交流の機会の提供

(3) 生活に関する相談及び助言

(利用者の登録)

第7条 センターを利用しようとする障害者は、利用登録申請書を提出して利用登録するものとする。

(1) 利用登録したものには利用登録認定書を交付する

(2) 利用登録申請書、利用登録認定書の様式は別に定める

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第8条 センターの従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1人

従業者を指揮監督して施設全般の管理運営を行うとともに、センターの従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 援助員 3人

利用者の登録手続き、活動における支援、地域生活に関する相談、助言にあたるほか、施設の事務処理にあたる。

(3) 従業者は前2号に掲げる職務のほか、業務を分担して施設運営の円滑化をはかるものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食費(外注弁当) 実費(外注弁当料金)

(2) 創作的活動に係る材料費 実費

(3) 入浴に係る光熱水費 1回につき100円

(4) おやつ代 実費

(5) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

(利用に当たっての留意事項)

第10条 センターの利用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 他の利用者に迷惑をかける言動をとらない

(2) 施設の設備、備品等は大切に扱う

(3) 火気の取り扱いに注意し、喫煙する場合は所定の場所で行う

(非常災害対策)

第11条 施設長は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災・地震・風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 非常災害に備えるため、年に2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際

は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(苦情への対応)

第13条 施設長は、処遇に関する利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付ける為の窓口を設置するなどの体制を整えるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待防止のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(関係機関との連携)

第15条 施設長は、利用者の意向を尊重しつつ、必要に応じ五泉市、新潟地域振興局健康福祉部、医療機関等との連絡体制を整えるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成25年4月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。